平成２８年（フ）第４０１号
鹿児島市山田町3363番地２
債務者　廣川　雄一
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　宏嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３６１号
愛知県清須市春日焼田173番地１
債務者　牧内　路治
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木曽琢也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３６２号
岐阜県羽島市小熊町東小熊3431番地
債務者　南谷久美子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木曽琢也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１０７３号
京都市北区紫竹上梅ノ木町44番地
債務者　池内　卓也
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　拾井　美香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２０８号
千葉県船橋市二和東５丁目14番13号
破産者　株式会社ショセット
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２０９号
千葉県船橋市二和東５丁目14番13号
破産者　株式会社サンドリーズ
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２１０号
埼玉県草加市新栄４丁目1000番地　新栄町団地３－２－402、開始決定時の住所埼玉県草加市旭町５丁目５番13号
破産者　遠藤　　勝
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５８８号
千葉市若葉区桜木８丁目７番33号
破産者　有限会社吉田塗装興業
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５８９号
千葉県香取郡多古町南中1789－２　コーポ清里102号、住民票上の住所千葉市若葉区桜木８丁目７番33号
破産者　吉田　剛志
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７７０号
千葉県市川市大町108番地５
破産者　東元　博之
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８８６号
千葉県市原市有秋台西１丁目９番地　住友化学有秋寮1205号
破産者　岩渕　　健
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９０６号
千葉県市川市曽谷２丁目10番32号　（パーシモン102号）
破産者　佐々木善人
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９４９号
千葉県市川市行徳駅前１－３－15ルミナス行徳205、住民票上の住所千葉県市川市広尾１丁目14番18号（ローズアパートＢ208号）
破産者　加藤　智晴
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９９９号
千葉県船橋市咲が丘１丁目23番４－301号
破産者　榊原　　優
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７８０号
千葉県船橋市高野台５丁目20番８号
破産者　野口　勝徳
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８７９号
千葉市若葉区桜木１丁目32番66号
破産者　富樫　佑香
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８９２号
千葉県市原市姉崎1990番地　グリーンハイツ101
破産者　市原　武雄
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９９１号
千葉県安房郡鋸南町下佐久間2704番地２、開始決定時の住所千葉市花見川区幕張町４丁目759番地４　第３テルソガーデン102号
破産者　中台　美紀（旧姓重田）
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１７号
新潟県上越市大字大日144番地２
破産者　株式会社ネクサス
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第３１７号
岐阜県羽島郡笠松町門間1803番地の１
破産者　エミナン株式会社
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１０４４号
札幌市東区伏古９条３丁目３番２号
破産者　一般社団法人ぱれっと
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部